

第 5 次総合計画

基本計画（後期）

（平成 2 8 年度 ～ 平成 3 2 年度）

熊 本 県
湯 前 町

第5次総合計画

基本計画（後期）策定の基本方針

計画策定の趣旨

湯前町は、平成23年3月に計画年度を平成23年度から平成32年度とする第5次総合計画を策定し、計画的にまちづくりを進めてきました。この総合計画は、本町がもつ自然の豊かさと歴史を守りつつ、地方分権の大きな流れを乗り切るための地域力を高め、町民が住んでよかったと実感できる地域を実現するために策定したものです。

基本計画（前期）の期間である平成23年度から平成27年度の間においては、安倍政権の経済政策「アベノミクス」の地方への浸透に時間がかかり大都市と地方の格差拡大による雇用の減少や、環境問題の深刻化や東日本大震災や続発するテロ行為等を契機とした「安全・安心」に対する信頼の揺らぎ等、社会環境が大きく変化してきました。

また、日本創成会議により公表された、いわゆる「消滅自治体リスト」では、地方からの人口流出が現状のまま続いて行けば、全国に1,800ある市町村のうち896が消滅の可能性があるとして指摘し、国民に大きな衝撃が走りました。

残念ながら、その中に本町も含まれており、人口減少とそれに伴う地域経済縮小の悪循環を克服するための対策として、「湯前町人口ビジョン・湯前町総合戦略」を平成27年10月に策定したところです。

更には、地方分権一括法の施行から16年が経過し、最近では、地方に対する権限移譲及び規制緩和に係る改革提案を地方公共団体等から募る「提案募集方式」を導入も進められているなど、地方の「発意」と「多様性」を重視され、「自己決定・自己責任」の行政運営を行うことが一層求められています。

基本計画（後期）は、こうした時代の変化と、基本計画（前期）でのまちづくりの成果状況を踏まえながら、本町が目指す基本構想と将来像の実現に向け、行政と議会・町民・地域団体・企業など多様な主体が協働し、より一層魅力あるまちづくりを進めていくために策定するものです。

目指すべき将来像

本町が目指す将来像は、

『～生き活きと輝き 誇れる町 ゆのまえ～』とし、

この実現のため、次の5つの視点に基づいた施策を展開していきます。

- ◇第1章 匠の技と思いが拓く産業づくり
- ◇第2章 水とみどりの豊かな住環境づくり
- ◇第3章 ほっとする笑顔あふれる福祉づくり
- ◇第4章 未来へつなぐ人づくり
- ◇第5章 とともに考えともに創るまちづくり

基本計画（後期）の位置付け・期間・構成

1. 基本計画（後期）の位置付け

本町は、平成23年3月に平成32年度を目標年次として「～生き活きと輝き 誇れる町 ゆのまえ～」を将来像とする基本構想を策定しました。

この基本構想に基づき、平成23年3月に平成27年度までの基本計画（前期）を策定し、計画的なまちづくりを推進してきました。基本計画（後期）は、これらの検証等を踏まえて策定するもので、その位置付けは以下のとおりです。

- （1）基本計画（後期）は、基本構想の第2期目の基本計画として、基本計画（前期）期間の取り組みの成果やこれまでのまちづくりの蓄積の上に立ち、本町における今後のまちづくりの方向性を示した本町行政の最上位計画です。
- （2）基本計画（後期）では、今後、重視していく考え方を明確にし、主要となる施策の方向や新たな視点による展開が必要な施策を示しています。
- （3）基本計画（後期）と分野毎に策定する部門別計画との関係については、部門別計画は部門毎に施策、事業を進めていくための方向を示したものと位置付け、その実施にあたっては、本基本計画を上位計画として推進するものとします。

2. 計画の期間

基本計画（後期）の期間は、平成28年度から平成32年度までとします。

3. 計画の構成

基本計画（後期）は、基本構想で掲げられた5つの計画の柱毎に、今後のまちづくりを戦略的に展開していくため、重点的に取り組む方向等を示す、「現況と課題」「基本方針」「施策の体系」「基本計画」で構成しています。

湯前町基本計画

(後期計画：平成28年度～平成32年度)

- ◇第1章 匠の技と思いが拓く産業づくり
- ◇第2章 水とみどりの豊かな住環境づくり
- ◇第3章 ほっとする笑顔あふれる福祉づくり
- ◇第4章 未来へつなぐ人づくり
- ◇第5章 とともに考えともに創るまちづくり

基本計画施策の体系

◇第1章 匠の技と思いが拓く産業づくり

第1節 農業の振興	5
第2節 林業の振興	8
第3節 工業の振興	11
第4節 商業の振興	13
第5節 観光の振興	15

◇第2章 水とみどりの豊かな住環境づくり

第1節 土地利用計画	18
第2節 水の有効利用	19
第3節 交通体系の整備	20
第4節 防災消防	22
第5節 交通安全と防犯	24
第6節 上水道	27
第7節 公共下水道と浄化槽	28
第8節 住宅対策	30
第9節 環境衛生	31

◇第3章 ほっとする笑顔あふれる福祉づくり

第1節 地域福祉活動	33
第2節 老人福祉	37
第3節 児童福祉	38
第4節 ひとり親家庭等	41
第5節 障がい者福祉	42
第6節 介護保険	44
第7節 住民保健	46
第8節 国民健康保険	49

◇第4章 未来へつなぐ人づくり

第1節 学校教育の振興	51
第2節 社会教育の振興	54
第3節 社会体育の振興	57
第4節 文化財保護と文化振興	59

◇第5章 とともに考えともに創るまちづくり

第1節 地域情報の発信	61
第2節 住民主役の町政の推進	64
第3節 行財政運営	66
第4節 広域行政及び広域連携の推進	69

第1章 匠の技と思いが拓く産業づくり

第1節 農業の振興

1. 現況と課題

農業は食料などを安定的に供給するという役割に加え、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全など、人々が安全で潤いのある生活を営むうえでの様々な役割を果たしています。しかし、経済のグローバル化に伴うあらゆる産業分野における国際競争の激化は農業も例外ではなく、通貨高に加えて地理的・歴史的条件から経営の大規模化が進んでいないことによる高コスト構造のため、海外から輸入される安価な農産物との競争は常に日本の農業者に不利であり、その結果として農業は長期低落傾向にあります。

そうしたなかで、本町の農業は中核担い手農家を中心に、水稻を基幹として施設園芸、畜産、葉タバコ等を組み合わせた複合経営で営まれています。しかし、近年の農産物の販売価格低迷、燃料・資材価格の高騰による農業所得の低迷は農家の兼業化に拍車をかけ、後継者不足と農業者の高齢化が顕著となっており、その結果として生じる遊休農地や耕作放棄地の増加が、農業の置かれた環境の厳しさを示しています。

本町においても、農業所得を平成22年度には1,720千円に向上させることを目標に掲げましたが、実際には1,000千円程度にとどまりました。このことは、もはや従来の農業政策の延長線にある取り組みではこの傾向に歯止めがかからないことを表していると言えます。しかし、平成27年8月に実施した住民アンケートにおいて本町の産業人口は「農業、林業」が23.5%と最も多くなっています。また、特徴だといえる産業についても「農業、林業」が59.6%、充実して欲しい産業についても「農業、林業」が28.5%と最も多い結果となっており、農業をはじめとする一次産業への住民の期待が高いことをうかがわせます。

このような状況のなか、農業が職業として魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の近代化の促進と意欲ある担い手の農地の集積を図るとともに、安全・安心な農作物と付加価値の高い農産物などの生産・販売を支援し、農業振興を積極的に推進する必要があります。

また、近年では、食の安全・安心や環境保全を重視した農業への関心が高まっており、生産サイドでもそのような多様な消費者ニーズに応えていくことが求められています。さらに、ほ場整備事業が完了後30年以上経過し、用水路等の施設が老朽化しており、改修等が必要な時期を迎えていることや、全国的にみれば大規模な地震や豪雨等の自然災害により、農業用水利施設の決壊により甚大な人的被害も発生していることも大きな課題です。

2. 基本方針

安定し発展する農業を確立していくため、生産基盤の整備や、後継者の育成、営農組織の育成を図ります。また個性や創意工夫のある農業の育成や新しい農業経営を推進するとともに、農地の持つ多面的機能を維持するため、農地の保全と有効活用を推進します。

また、世界人口が増加するなかで、長期的には農地や食料が不足しかねないという前提と、農地は地域にとっては財を生む生産設備であることを踏まえ、農地を農地として維持し、後世に伝えていくために、販売や流通対策、付加価値を付けた商品化の支援などを含む幅広い振興策を推進します。

3. 施策の体系

- (1) 生産基盤の整備
- (2) 農地の保全・有効利用
- (3) 担い手の確保
- (4) 生産性の向上
- (5) 消費者目線に立った魅力ある農業

4. 基本計画

(1) 生産基盤の整備

農業生産の基本である土づくりのため、農地への適切な堆肥投入を推進し、そのための施設や機械の導入を支援します。

担い手への農地の集積・集約化を加速化するためには、農業用排水路の改修と排水不良等による水田の汎用化の基盤整備等を農業者や関係団体と連携して推進します。

また、経営規模の拡大や作業の機械化に伴い、農業用車両等も大型化する傾向にあるなか、道路や離合箇所整備が遅れている地域については、必要に応じて整備を行います。

(2) 農地の保全・有効利用

国内の食料生産力を維持することは全国的な課題であるとともに、地域経済にとっても大変重要なことです。

この課題に対処するため、農地の保全と有効活用を推進するとともに、農業を「稼げる」職業にするために、町独自の支援事業を策定し、生産性の向上や販路の拡大、農地を荒らす有害鳥獣対策等、様々な対策を一体的に推進します。

また、中山間地域等直接支払制度交付金事業、多面的機能支払直接支払制度交付金事業等により、地域住民一体となって、生態系の保全や景観形成、農村

環境に配慮した農地や農業施設の保全管理に取り組み、耕作放棄の防止に努め、農地の有効利用を図ります。

(3) 担い手の確保

農業後継者や担い手を確保・育成するため、町独自の補助事業を策定し、関係機関と連携して、技術・知識に関する研修や自主的な活動に対して支援し、中核的農業者を育成します。さらに、既存の農業者及びその後継者にとどまらず、新規参入者や営農組織（法人を含む）も念頭におきながら、担い手の確保を推進します。

また、これまでに地域の営農を担ってきた農業者の高齢化が進んでいる中で、生産にあたって重労働を必要とする作物については生産の継続が困難になるケースが増加すると予想されます。そうした場合でも可能な限り農業に携わっていただけるよう、軽量作物の導入や農業者の組織化等による営農の維持を図ります。

(4) 生産性の向上

経営耕地の団地化を推進するとともに、農地や設備などの経営資源の有効利用と過剰投資の抑制を図るため、担い手農家を中心とした集落営農の取り組みを支援します。

また、生産規模の拡大や作業の機械化、生産設備の導入や更新を支援するため、補助事業への取り組みや制度融資の斡旋を行います。

(5) 消費者目線に立った魅力ある農業

消費の二極化や健康志向などに象徴されるように消費者の価値観が多様化し、消費行動が細分化するなかで、農業の生産サイドでも販売やマーケティングへの理解が求められていることから、研修や消費者との交流による情報収集を図るとともに、消費者ニーズに対応した安全で良質な農産物の生産を推進します。

また、農産物に付加価値を付けるため、農商工連携による加工品の開発と生産振興、販売ルート開拓等の支援にも積極的に取り組みます。

■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	平成 3 2 年度目標値
一戸あたりの農業所得	1, 0 9 8 千円	1, 1 0 0 千円
新規就農及び農業分野での雇用	1 2 名	1 0 名 (5 年累計)

第 2 節 林業の振興

1. 現況と課題

本町の総面積は 4, 8 3 7 h a で、そのうち 3, 6 0 1 h a (7 4 %) を林野が占めています。

山林の保有形態は、国有林 2, 1 8 7 h a (林野の約 6 0 %) で、公有林及び私有林が 1, 4 1 4 h a (林野の約 4 0 %) という構成割合です。民有林の一般地勢は、市房山から花立山、白髪岳に連なる九州山地中腹以下の山麓を占め、林業経営に適し、民有林においては、スギ・ヒノキを主体とした人工林率約 9 0 % で、そのうち約 5 6 % が 9 齢級以上 (4 1 年生以上) であり、伐期にある森林資源が多く、森林資源の更新が急務となっております。

また、森林整備事業を支える林業従事者は、募集しても応募が少なく、採用後間もなく辞めていくなど、林業従事者の確保が年々厳しくなっているものの、今後は主伐する森林が増加することに伴い、森林の施業の中でも人手を要す「造林」や「保育」は確実に増加していくため、林業従事者の確保が課題となっております。

林業においても、高性能林業機械の導入により機械化が進み、省力化できている部分もありますが、造林や保育には人手を要し、また永続的に続く事業であるため、地域内の雇用を創出する重要な産業であります。

地域の雇用と森林整備事業を支える林業従事者の確保のためにも、林業事業体と行政が一体となって、他に先立ち、新たな林業従事者の確保に関する施策が求められます。

町有林を除いた民有林においては、個別の所有規模 1 h a 未満の森林所有形態が大半を占めております。今後、将来に渡り材価が上がっていくことは考えにくく、林業経営の採算が合わず、森林の経営を放棄され、相続もされない森林の荒廃も危惧されます。

2. 基本方針

町有林の整備方針としては、平成27年度に策定した「湯前町有林管理計画」に基づき、伐期にある森林を計画的に主伐し、森林資源の更新を図るとともに、間伐の必要がある森林については、積極的に間伐を行い、森林の安定化を図ります。

森林整備事業を支える林業従事者を確保については、町内の民有林の大半を占める町有林の森林整備事業を安定的に実施し、一定の事業量を確保した上で、若者が林業に魅力を持てるような施策を林業事業体とともに検討し実施します。

私有林の森林経営については、産業振興課並びに上球磨森林組合を相談窓口として、今後の森林経営について相談しやすい体制を整えます。

また、木材流通における川上側である林業従事者の確保とともに、川中・川下側の製材所や工務店等と木材の利用拡大のための施策の検討を行い、地域産材の利用拡大に努めます。

3. 施策の体系

- (1) 森林資源の更新
- (2) 林業従事者の確保
- (3) 森林経営の推進
- (4) 地域産材の利用推進

4. 基本計画

(1) 森林資源の更新

成熟した森林の森林資源の更新を図るため10ha／年の主伐を行います。

主伐において、搬出にコストがかかり経済林として回すことが困難な森林については、強度の間伐を行い、間伐後には広葉樹を植栽し天然林化を図ります。

(2) 林業従事者の確保

若者が林業に興味を持ち、魅力を感じてもらえるよう林業事業体とともに林業従事者の確保につながる施策を検討し実施していきます。

林業従事者の確保に関する施策の検討においては、新規に林業従事者として就労した方が林業従事者として永年勤続できるよう、林業に関する知識や技術の習得支援や将来を担う若い林業従事者が、安心して結婚し、町内に家族で生活していただくため必要な取り組みを検討いたします。

(3) 森林経営の推進

土砂流出防止や水源涵養等、森林の有する公益的な機能が十分に発揮されるよう、適切な森林整備を図る観点から、林業事業体が行う私有林における施

業・経営の集約化活動を支援します。

また、私有林の今後の森林経営に関する相談体制を整え、私有林の森林整備を促進していくとともに、将来的に森林経営の放棄を希望される森林については、条件が整えば町有林として取得することも検討していく。

(4) 地域産材の利用推進

平成23年12月に策定した「湯前町内の公共建築物における球磨産材等の利用の促進に関する方針」に従い、公共建築物は原則木造化とし、木造化が困難な場合も、内装等の木質化に努めます。

また、地域内の林業事業体が川上・川中・川下でネットワークを構築し、球磨産材の普及・販売に関する取り組み「SSDプロジェクト」を行政として支援し、湯前産のスギ・ヒノキのブランド化を図り、湯前産材の普及・拡大を地域の林業事業体とともに進めていきます。

さらには、地域内での木材の利用拡大を図るため、平成28年度で事業実施期間を終了する「湯前町木材需要拡大促進事業」の効果を検証し、地域内の木材利用拡大や製材所、工務店、最終消費者等、幅広く効果の得られる施策の検討を行います。

■目標値

将来の姿を表す指標	現状	平成32年度目標値
主伐面積	3ha／年	10ha／年
新規林業就労者	3名／年	5名／年

第3節 工業の振興

1. 現況と課題

本町の工業を取り巻く環境は、長引く不況と経済のグローバル化により、人件費等のコスト削減を求めて国内製造業の生産拠点が次々に海外へシフトするなど、地域経済に与える影響も大きく、更には企業経営における環境変化のスピードが著しく加速するなど、その対応に苦慮する本町立地の企業も年々その数が減少しており非常に厳しい現状にあります。

また、本地域の特徴でもあります職人的技術を用いた伝統工芸の分野においても、後継者不足の問題をはじめ新製品開発や販路開拓など様々な課題が山積しております。

このように、地域内雇用の多くを担い地域経済を牽引する重要な業種であることから、その経営の安定に向けて商工会等の関係機関と連携しながら、総合的な支援が求められています。

2. 基本方針

情報化社会による商圈拡大に対応した既存企業の育成と、地場産業の経営基盤の安定化を図るとともに、企業誘致については、新規学卒者の就労の場、中・高齢者の雇用促進等、地域振興にも配慮した地域資源活用型の企業誘致に、本町のみならず広域的な立場から取り組みます。

3. 施策の体系

- (1) 中小企業・小規模事業者の育成振興
- (2) 地場産業の育成振興
- (3) 異業種間交流の連携促進
- (4) 企業誘致の促進
- (5) 情報化の促進

4. 基本計画

- (1) 中小企業・小規模事業者の育成振興

後継者の確保や人材の育成、経営基盤の安定強化など中小企業・小規模事業者の育成振興のため、担い手育成や中小企業融資制度の充実と利用促進に努めます。

- (2) 地場産業の育成振興

木材業、酒造業、農産加工業などの豊かな地域資源を活用した地場産業の育

成振興を図ります。

(3) 異業種間交流の連携促進

異業種間交流の連携を推進し、新しい商品の開発や情報交換による販売ルートの開発と拡大支援等に努めます。

(4) 企業誘致の促進

新規卒業者等の若年労働者の圏域外流出を抑え、女性や高齢者の雇用促進など、労働者福祉にも配慮した地域資源活用型等の広域的な企業誘致を行います。

(5) 情報化の促進

情報化社会に対応した工業製品のPRや新規市場開拓、流通機能の充実を促進します。

■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	平成32年度目標値
製造品出荷額	243,749万円	250,000万円
事業所数	15事業所	15事業所

第4節 商業の振興

1. 現況と課題

商圏人口の減少、ライフスタイルや顧客ニーズの多様化、近隣市町村への大型店舗の出店など商業を取り巻く環境は年々変化し、小規模な本町商業者は、非常に厳しい経営を強いられています。消費の流出に伴う小売店の衰退に加え、経営者の高齢化や後継者不在により、経営持続が困難な事業者の増加など、商業を取り巻く多くの問題が生じています。

このようななか、本町のような中山間地域では個店や商店街が抱える問題に加え、福祉的視点に立った商業展開やまちづくりという視点から捉えた商業再生の取り組みが求められています。

2. 基本方針

消費者ニーズを的確に捉え、個性的な店舗があふれる賑わいのある商店街づくりを目指します。また、地元商品券等を活用した地元商店の利用推進に努めます。

3. 施策の体系

- (1) 買い物環境の整備
- (2) 商店街の活性化
- (3) 農商工連携の支援
- (4) 地元商店の利用促進
- (5) 持続可能な魅力ある個店づくりの支援
- (6) 制度融資の利用支援
- (7) 後継者等の人材育成支援

4. 基本計画

(1) 買い物環境の整備

消費者の利便性の向上と高齢者や子供達が安心・安全に買い物が出来るよう、駐車場や歩道・街路灯など買い物環境の整備及び管理に努めます。

また、商店街から離れた周辺地域への宅配サービス等の検討を行ないます。

(2) 商店街の活性化

商店街における賑わい創出のため、商工会等の関係機関と連携し、イベント事業や新規出店者の支援等により、魅力ある商店街づくりを推進します。

(3) 農商工連携の支援

地元農林産品を利用した特産品開発による地域活性化を図るために、商業者と農林業者の連携強化と情報提供等の支援を行います。

(4) 地元商店の利用促進

商工会が実施する商品券事業を活用した、地元商店の利用促進運動を推進します。

(5) 持続可能な魅力ある個店づくりの支援

持続可能な魅力ある店舗や商品づくりによって、売り上げ向上や経営改善に取り組む事業者に対し、関係機関と連携して支援します。

(6) 制度融資の利用支援

商業者の円滑な資金繰りによる経営基盤の安定を図るために、町預託金の利用促進に努めると共に、商工会や金融機関等と連携し各種制度融資の周知活動を行います。

(7) 後継者育成等の人材育成支援

次代の商業者を育成するために、商工会や関係機関と連携して経営及びまちづくりに関する資質の向上を図る事業を支援します。

■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	平成32年度目標値
店 舗 数	56店舗	55店舗
販 売 額	309,708万円	310,000万円

第5節 観光の振興

1. 現況と課題

近年、旅行ニーズの多様化や団体旅行から個人・少人数グループによる旅行へのシフト、また外国人観光客や日帰り旅行の増加など旅行形態や観光を取り巻く環境が大きく変化しています。

本町には、日本遺産に認定された寺社仏閣や恵まれた大自然に加え、湯前まんが美術館を核としたマンガによる取り組み、魅力ある特産品など観光素材は豊富にありますが、認知度が低く全国から来訪者を招き寄せるに至っていません。

また、来訪者のうち過半数以上がゆのまえ温泉湯楽里を利用しているにもかかわらず、来訪者を周遊へ繋げることが出来ていないのが現状です。関係機関との連携のもと、既存資源を活用しながら、体験型観光の充実、観光施設や組織等の受け入れ体制を整備し、来訪客の増加を図っていく必要があります。また観光業を重要な産業として位置づけるための、民間レベルでの意識醸成や観光業に携わる人材の確保が重要な課題となっています。そのために、ゆのまえグリーン・ツーリズム研究会等の地域づくり団体を中心にして、体験メニューや地域資源の活用法の検討など、町づくりの基盤を整備していくことが求められています。

引き続き、町内や隣接町村間と連携した周遊ルートを整備するほか、ゆのまえ漫画フェスタや湯前潮おっぱい祭りなど地域色の強い特色あるイベントへの支援を行うことで、観光施設や観光資源の認知度を高めていくことが求められており、その情報を効果的に発信できるかが成功の鍵を握る大きな要因となっています。

一方、各観光施設の老朽化が目立ちはじめ、改修や設備更新等を計画的に進めていく必要があります。

2. 基本方針

集客力のある観光施設や観光資源をイベント開催により認知度を高めながら、都市からの交流人口増加を図るとともに、周遊ルートの整備や受入体制の確立及び各組織間の連携を深めることにより、おもてなし力の向上につなげます。

また、旬の観光情報を効果的に合理的に発信していきます。

3. 施策の体系

- (1) 周遊ルートの整備
- (2) 各観光資源の連携
- (3) 各観光組織の支援
- (4) イベントの開催
- (5) 情報発信力の強化

(6) 観光施設の整備

4. 基本計画

(1) 周遊ルートの整備

奥球磨広域連携推進協議会を始めとする広域的な取り組みによる周遊ルートの整備のほか、町内の周遊ルートや受入体制を整備し、観光客の入り込み増加と滞在時間の延長を促し、経済効果をもたらす施策を展開します。

(2) 各観光資源の連携

観光物産協会を中心として、各観光資源の関係者及び住民との連携を図り、個々のニーズにあった観光メニュー等の提供を行います。

また、観光資源の調査結果を基に地域食材を活用した「食」の開発を中心に町内飲食店間の連携を深めることで、更なるおもてなし力向上を図ります。

(3) 各観光組織の支援

農商工連携による民間主導の観光振興を推進する組織の育成支援を行います。

(4) イベントの開催

地域色の強いゆのまえ漫画フェスタや湯前潮おっぱい祭りなどのイベントへの支援を行いながら関連施設のまんが美術館や潮神社などの認知度を高め、リピーター客の増加を図ります。

また、ゆのまえグリーン・ツーリズム研究会等、町づくり団体による農林業や農産加工体験など、自然を保護しながら、恵まれた農地や山を活かした体験型観光メニュー構築のための支援を行うことにより、都市からの交流人口の増加を図り、経済効果をもたらす観光産業の確立を目指します。

(5) 情報発信力の強化

入込客の増加や地域経済の活性化を図ることを目的とし、ICT^{注1}やSNS^{注2}等の各種媒体を活用し、観光や物産等の情報を発信し、全国へPRします。

さらには、パブリシティによる情報発信や主に九州管内の主要都市に出向き、メディアやエージェントへ定期的なキャラバン活動を行い、地道なPR活動に努めます。

(6) 観光施設の整備

観光施設の整備、改修や設備更新については、安全面に十分配慮したうえで、計画性をもって観光客のニーズに沿った整備に努めます。

■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	平成32年度目標値
宿 泊 者 数	8, 6 9 8人	1 0, 0 0 0人
日 帰 り 客 数	1 8 5, 6 5 2人	2 0 0, 0 0 0人
総入り込み客数	1 9 4, 3 5 0人	2 1 0, 0 0 0人

注1：ICT（英語：Information and Communication Technology）とは、情報・通信に関する技術の総称のこと。

注2：SNS（英語：social networking service）とは、インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。

第2章 水とみどりの豊かな住環境づくり

第1節 土地利用計画

1. 現況と課題

本町は、総面積48,37k㎡、標高250mの等高線を境として平野部と山間部に大きく二分されています。山間部は大半を森林で占めており、平野部は急傾斜地から発達した台地と球磨川河畔から広がる低地により構成され、それぞれ異なった土地利用形態となっています。

利用用途別には全体の約7割強を山林が占め、農用地面積は約15%となっています。近年、農用地は減少傾向にありますが、農作物の生産以外の機能である田園的景観の形成、洪水防止機能などの多面的な観点からも、優良農地の維持・保全に努める必要があります。

このような現状を踏まえ、人と地域と自然が調和したまちを創造するためには、地域特有の特長を活かし、住宅地、農地、山林、商工業地等を明確にした、秩序ある土地利用を図るとともに、それらを相互に結びつける施策が必要となります。

2. 基本方針

町民の理解を得ながら、限られた資源である貴重な土地の計画的な利活用を図り、地域の活性化に結びつけます。

3. 施策の体系

- (1) 中心市街地ゾーン保全整備
- (2) 農地ゾーン保全整備
- (3) 山林ゾーン保全整備

4. 基本計画

- (1) 中心市街地ゾーン保全整備

中心市街地ゾーンにおいては、駅を中心とした歩車道、街路灯の整備など、住む人や利用者の利便性向上を図りながら、本町の特徴であるマンガや歴史など、個性と魅力ある保全整備に努めます。

- (2) 農地ゾーン保全整備

本町産業の中核である農業の経営安定・向上に資するため、農業公社を核としながら、農用地の高度利用を図り、優良農地の確保に努めます。

また、農業人口の減少・高齢化などによる耕作放棄地の増加に歯止めをかけ

るため、国等の補助事業を積極的に活用し、農地ゾーン保全整備に努めます。

(3) 山林ゾーン保全整備

本町の約7割を占める、豊かな自然環境に恵まれた森林が持つ国土保全・水源かん養等の公益的・多面的機能の向上に努めるとともに、緑資源の活用に努めます。

第2節 水の有効利用

1. 現状と課題

本町は、球磨川、都川、牧良川、仁原川等の河川と、農業用水路の幸野溝、上溝、中溝等が流れており、豊富で良質な水資源に恵まれています。これまで河川整備等の治水対策も進み、大規模災害は発生していませんでしたが、近年の集中豪雨等の気象変動に伴い、未整備の準用河川等における災害予防対策が必要となっています。

2. 基本方針

水を守り、大切にする住民意識の高揚を図り、自然環境の保全に努めます。

3. 施策の体系

- (1) 水環境に対する保全意識の高揚
- (2) 水路の管理と改善
- (3) 未整備河川の改良

4. 基本計画

- (1) 水環境に対する保全意識の高揚
 - ①水辺環境の美化や河川の浄化意識の向上を図るための啓発活動を推進します。
 - ②ボランティアによる河川、水路清掃などを通じて、水環境を大切にする意識の啓発高揚を図ります。
- (2) 水路の管理と改善
 - ①中山間地域直接支払制度等の補助事業を活用するなどし、水路管理を図ります。
 - ②農業用水を安定的に確保するため、ため池や水路の計画的な改修を行うとともに、老朽化した地域農業用水利施設の突発事故にも対応を図ります。
 - ③減災として地域住民の防災意識の高揚と安全・迅速な避難支援するためのハ

ザードマップを活用した防災・減災に努めます。

(3) 未整備河川の改良

自然環境に配慮しつつ、災害予防に必要な未整備河川の改良を図ります。

第3節 交通体系の整備

1. 現況と課題

交通網の整備は、産業の発展と住民福祉の向上のための基礎的条件であり、国道、県道及び町道を中心とした一般道路の整備を進めています。近年の交通事情により、幅員の不足や路面の破損が多いため、これに対応した整備が必要であり、また、子供や高齢者など交通弱者の安全性確保のため交通安全施設等の充実が課題です。

農道については、農業の振興のための産業道路や生活道路としての整備が必要です。

一方、移動手段を持たない人にとって生活路線バスやくま川鉄道などの公共交通機関は、生活に欠かせない存在であり、それらの運営の維持に関して人口減少が進むなか、大変厳しい状況となっています。今後も公共交通の維持及び活性化を図るため、広域的な交通体系の整備が必要です。

2. 基本方針

産業の発展と住民福祉の向上を目指し、国道や通学路を中心とした歩道整備の推進や安全性、利便性の高い交通手段の確保及び多様化するニーズへの対応を進めます。

3. 施策の体系

- (1) 国道・県道の整備促進と維持管理
- (2) 町道の整備と維持管理
- (3) 農道の整備
- (4) 地域交通体系の充実

4. 基本計画

- (1) 国道・県道の整備促進と維持管理

国道219号の交通安全施設（歩道）設置の早期完成を目指します。また、県道（4路線）の改良促進及び適切な維持管理を目指します。

(2) 町道の整備と維持管理

- ①未整備路線の道路整備を行います。
- ②歩行者の安全性の確保から歩道設置の推進を行います。
- ③道路幅員の確保に努めます。
- ④舗装・橋梁等の道路施設の適切な維持管理に努めます。

(3) 農道の整備

集落道等で、日常の生活道路としての機能を有する農道や、主要施設をつなぐ連絡道路としての農道について優先的に整備を行います。

また、農業生産における農耕車輛等の安全運行と、住民の交通の利便性向上を図ります。

(4) 地域交通体系の充実

高齢化・過疎化が進むなか、路線バスやくま川鉄道等を含む公共交通機関の「人吉・球磨地域公共交通総合連携計画」に沿った広域的な取り組みを行うと共に、交通弱者対策としての公共交通の整備と利用しやすい移動手段の確保を進めます。

■目標値

将来の姿を表す指標	現状	平成32年度目標値
町道改良率	66.9%	68.0%

第4節 防災消防

1. 現況と課題

本町は、地理的条件により災害の発生が比較的少ないところですが、近年は地球温暖化に伴う局地的な集中豪雨(ゲリラ豪雨)による、河川の氾濫、山崩れ、崖崩れなどの発生が予想され、また住宅密集地区における火災、本町から人吉市東部まで延びる人吉盆地南縁断層では、マグニチュード7.1程度の地震が発生すると推定がなされています。今後は自主防災組織などの地域住民と連携を図りながら、防災・防火意識の向上を図り、住民の生命・財産を守っていくことが必要です。地域防災の中核的存在である消防団については、若年者の減少により団員数が減少しています。

また、団員の就労形態の変化に伴い昼間の災害への対応も不足しているため、消防団OBを活用する機能別団員を導入しましたが、消防団の役割が拡大するなか、引き続き団員数の確保が喫緊の課題となっています。

さらには、近年の国際情勢を見ますと、他国からの武力攻撃やテロの脅威など、日本でも他人事ではない状況であり、湯前町国民保護計画を策定し有事の際に住民に対しスムーズな情報伝達が出来よう、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)^{注1}、及び緊急情報ネットワークシステム(エムネット)^{注2}を構築しています。

今後は、緊急地震速報や気象情報などの情報提供も合わせて、いち早く住民へ伝達できるよう努め、充実した防災消防施設の整備が必要となっています。

2. 基本方針

災害を未然に防ぎ、住民の生命・身体・財産を守るために総合的な防災体制を構築し、住民の安全・安心な暮らしの確保に努めます。

そのために、防災に対する住民の意識を高めるとともに、災害発生時には防災応急対策や復旧対策が迅速・的確に行われるよう、地域ぐるみの防災対策の取り組みと、その協力体制の確立を図ります。

また、災害発生時には、スムーズな避難誘導と円滑な物資補給が行われるよう、防災マップ等を活用し避難経路の周知を図るとともに、備蓄品等も充実させ、地域防災力の強化を図ります。

注1：全国瞬時警報システム(J-A L E R T)とは、通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や有線放送電話を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムのこと。

注2：緊急情報ネットワークシステム(エムネット)とは、内閣官房が整備を進めている、行政専用回線である総合行政ネットワーク「LGWAN」を利用した国(総理大臣官邸)と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステムのこと。

3. 施策の体系

- (1) 自然災害対策の推進
- (2) 消防・防災対策の推進
- (3) 自主防災組織の推進

4. 基本計画

(1) 自然災害対策の推進

町内を流れる都川、牧良川、仁原川など災害が起こり得る危険箇所については、国及び県の事業採択などを要望して災害の未然防止に努めます。

また、山林が持つ本来の水源かん養機能と大雨時における土砂流出防止機能の維持推進を図って災害の未然防止に努めます。

(2) 消防・防災対策の推進

- ①消防防災体制の充実強化を図ります。
- ②火災予防、防災意識の向上に努めます。
- ③消防資機材、設備、装備の充実、機動力の強化を進め、消防団の活性化と設備の近代化に努めます。
- ④上球磨消防署と連携を図りながら、より充実した消防団活動及び組織強化に努めます。また、本庁舎の耐震化や、老朽化した設備の更新を行います。
- ⑤防災備蓄倉庫等の防災拠点整備を図ります。

(3) 自主防災組織の推進

地区住民の防災意識の向上を図り、災害発生時には自主的な活動により被害を最小限にとどめ、日常の予防・防災に努めます。

■目標値

将来の姿を表す指標	現状	平成32年度目標値
防火水槽設置箇所	90基	92基

第5節 交通安全と防犯

1. 現況と課題

近年の交通違反に対する罰則強化や、交通安全ルールへの浸透により、交通事故件数は以前と比較して少なくなっているものの、高齢化に伴い、交通事故に対する高齢者の割合が非常に高くなっています。

また、交通安全施設（カーブミラー、ガードレール等）の老朽化が目立ち、ハード面での交通安全対策を講じることが必要です。

本町の治安に関しては、大都市のような凶悪犯罪や重大事件などは発生していませんが、全国的に被害が多発している「振り込め詐欺」や、「窃盗」、「声かけ事案」などの高齢者や子どもをターゲットとした犯罪が増加しています。犯罪を未然に防ぐためにも、警察、学校、各行政委員、地域住民の方々との連携・連絡を密に取り合うことが必要となってきました。それに付随して、通学路や、犯罪の温床となるような暗い場所への防犯灯の設置が必要です。

2. 基本方針

交通安全施設及び環境の充実を図り、住民一人ひとりが交通ルールを守るための安全意識高揚を目指します。また、幼児・児童・生徒に対する交通安全教室や、高齢者の交通事故防止につながる活動を実施し、安心・安全の町「湯前」をつくりま

す。

犯罪を未然に防ぎ安心して暮らせるために必要な防犯環境整備を行います。また、環境だけでなく、住民一人ひとりの防犯に対する意識高揚を図ります。

3. 施策の体系

- (1) 道路交通環境の整備
- (2) 交通安全ルールの普及徹底
- (3) 被害者救済の支援（交通・防犯）
- (4) 防犯環境の整備及び防犯意識高揚の徹底

4. 基本計画

- (1) 道路交通環境の整備

近年の自動車保有台数及び運転免許保有者の増加に見られるように、自動車の利用は住民にとって不可欠なものとなっています。

このため、道路の構造、交通の状況等により、交通の安全を確保するため必要がある箇所には、ガードレール、カーブミラー、道路標識、区画線等の交通安全施設整備を年次計画により行い、また老朽化した施設の改修も行います。

(2) 交通安全ルールの普及徹底

交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、幼児・児童生徒・成人・高齢者に対する交通安全教育の推進を家庭、保育所、学校、地域、職場等で行います。

特にチャイルドシート着用率が低いので、着用率100%を達成できるよう、広報活動を充実させます。

①幼児に対する交通安全教室

保育所において、幼児の発育段階に応じ、日常の保育活動を通じて計画的かつ継続的に行います。

②児童・生徒に対する交通安全教室

児童・生徒の心身の発達段階に応じ、日常生活における交通安全に必要な事項を理解させ、交通社会の一員として自己の安全のみならず、他の人や社会の安全に自主的に貢献できる健全な社会人を育成することを目的として、学校、家庭及び、地域や関係機関等の協力を得ながら計画的に行います。

③成人等に対する交通安全教育

成人等に対しては、地域、職場における講習会の開催、死亡事故に直結する悪質な暴走運転や飲酒運転の防止、チャイルドシート着用の徹底等、社会的責任の自覚を促します。

また、個人のドライブレコーダー導入を推奨し、いざという時には客観的な事故情報が得られるとともに、通常運転中は見られているということにより安全意識が働くことになり、事故の削減と事故後のトラブル回避に繋がります。

④高齢者に対する交通安全教育

老人クラブにおける交通安全部会活動の充実により法令講習会を行い、交通安全に対する知識の取得と意識の高揚を図ります。高齢者の運転については、各種講習会等の機会を通じて、年齢・経験に応じた安全運転の励行を促進します。

また、高齢者における事故の多発により、自動車運転技術のみならず、自転車使用時や歩行時における注意等を周知徹底します。

⑤広報活動の充実

多良木警察署・交通安全協会を中心に、春・秋の全国交通安全運動や、夏休み・年末年始の事故防止運動を実施します。その他、交通指導員を中心に関係団体へ呼びかけ、街頭指導や各種行事の交通整理等を通じて、交通安全の PR を行います。

(3) 被害者救済の支援（交通・防犯）

①救急業務の支援

救急業務体制については、上球磨消防署の分署が新たにできたことや、高規格救急車の導入に伴い、救急業務体制の充実が図られています。

また、救急医療機関として、球磨郡公立多良木病院等の医療機関があり、今後も両機関と連絡を密にしながら、救急業務体制の支援を行います。

②交通事故相談窓口・犯罪被害者等支援窓口の設置

現在、交通事故相談・犯罪被害者等支援相談の適正な運営のため、県交通事故相談所・くまもと被害者支援センター等の関係機関と連絡協調を図り総務課に相談窓口を設置しており、広報誌等への掲載により、住民に対し被害者の救済制度の周知徹底と、広く相談の機会を提供します。

(4) 防犯環境の整備及び防犯意識高揚の徹底

防犯環境の整備の面では、窃盗や性犯罪などが起こりやすそうな暗い路地裏や住宅密集地、及び通学路を中心に防犯灯を設置します。

また、防犯用セーフティカメラの映像が基で犯罪解決に繋がったケースが増加していることから、個人のプライバシー保護にも留意しつつ、防犯用セーフティカメラを適正に設置・運用することにより、犯罪を防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

防犯意識高揚の面では、ボランティア組織や警察と連携し、必要に応じて登下校時のパトロール等を実施します。さらに、早い段階（幼少期）からの防犯に対する知識習得の機会を与え、内面からの意識高揚を徹底します。

第6節 上水道

1. 現況と課題

本町の上水道は昭和63年から3ヵ年で北部地区簡易水道と南部地区簡易水道の統合と北部地区簡易水道の増補改良工事を行い、現在、計画給水人口5,700人・1日最大給水量2,280㎥で、水道普及率は平成27年3月31日現在で96%となっています。また近年の大規模な地震や台風等の自然災害に備えることなど、危機管理に対する責務も増大しています。

今後は、水需要の低迷による収益の減少や水道施設の老朽化に伴う維持費の増加するなかで、より効率的な事業経営が求められています。

2. 基本方針

水資源の保全を図り、老朽化施設の更新や維持管理の強化に努め、安全な水道水を安定的に供給できるよう努めます。

3. 施策の体系

- (1) 水資源の保全
- (2) 老朽化施設の更新
- (3) 維持管理の強化
- (4) 耐震化の推進
- (5) 新たな水源の確保

4. 基本計画

- (1) 水資源の保全

水資源の環境保全や水質汚濁防止に努めます。

- (2) 老朽化施設の更新

施設の機能を継続的に確保するため、適切な更新を行い、施設水準の維持・向上を図ります

- (3) 維持管理の強化

給水管等の漏水防止に努め、効率的な水の供給に努めます。

- (4) 耐震化の推進

基幹施設の耐震化の整備計画を策定し、計画的に整備を進めます。

(5) 新たな水源の確保

渇水や水質事故等に備え、新たな水源を開発し、安定した水の供給に努めます。

第7節 公共下水道と浄化槽

1. 現況と課題

下水道施設については、平成9年度に下水道法による認可を受けて事業を実施し、平成13年度から整備完了区域においては随時供用を開始しています。平成27年度末現在で計画処理面積175haの整備が終わり、接続率は80.7%となっています。

浄化槽についても、下水道の処理場と同じ機能を有していることから、下水道事業計画区域外の地域については、浄化槽設置整備事業に取組み整備を推進しています。

下水道施設は、健康で快適な生活基盤となる必須の施設でありトイレの水洗化及び生活雑排水の処理による生活環境の改善はもとより河川等公共用水域の水質保全の機能を有していることから、今後とも接続率の向上に努めなければなりません。

また、下水道事業は、その整備に多額の費用がかかり、借入金の額も多額かつ償還期間が長期間となることから、健全な経営を堅持するためには、長期的な視点に立った経営計画と維持管理・更新計画等が求められています。

2. 基本方針

河川等公共用水域の水質保全対策を図り、快適な生活が送れるよう下水道接続の推進及び浄化槽の設置を進め水質保全に努めます。

さらに、下水道経営計画やストックマネジメント計画の策定等に取り組み計画的な下水道事業の推進に努めます。

3. 施策の体系

- (1) 下水道への加入促進
- (2) 経営安定の強化
- (3) 生活雑排水処理の推進

4. 基本計画

(1) 下水道への加入促進

下水道の必要性と整備効果等の啓発活動を行い、下水道への早期加入促進に努めます。

(2) 経営安定の強化

経営の安定化を図るため、受益者に対する啓発や使用料の収納率向上に努めるとともに経営計画や維持管理計画の策定に取り組みます。

(3) 生活雑排水処理の推進

下水道事業計画区域外世帯について、今後も浄化槽による個別処理を推進し、生活雑排水処理とトイレの水洗化を図り、河川等の水質汚濁防止に努めます。

■目標値

将来の姿を表す指標	現状	平成32年度目標値
公共下水道接続率	80.0%	90.2%
浄化槽処理人口	541人	507人※
水洗化率	82.3%	91.6%

※ 浄化槽処理人口は人口減少により総数が減少する。

第8節 住宅対策

1. 現況と課題

町営住宅については、現在78棟165戸を管理しており、そのうち74戸（44.8％）の住宅が耐用年数を超過し、維持管理費用も増加傾向にあります。

本町には民間の賃貸住宅が少なく、町営住宅入居者募集に対し、若年層から高齢者層までの幅広い年齢層から入居応募があり、募集倍率を見ると平成24年度3.0倍、平成25年度1.0倍、平成26年度1.3倍と募集倍率は低下傾向にあります。

今後は、婚姻等による独立、転入希望者や単身者の受け皿として、新規住宅の建設、耐用年数を超過した住宅の建替え、改善（長寿命化等）、補修等が必要となっています。

また、入居期間が長い入居者の高齢化やこれに伴う一人暮らし世帯も増加していると同時に空き家も増え続けており、空き家を含む総合的な住宅施策に取り組む必要があります。

2. 基本方針

新規住宅の建設、耐用年数を超過した住宅の建替え、改善（長寿命化等）、補修等を行います。また、空き家を利用した住宅対策を推進します。

3. 施策の体系

- （1）町営住宅の整備
- （2）既存住宅の維持管理
- （3）空き家対策

4. 基本計画

- （1）町営住宅の整備

将来の人口・世帯動向、住宅の需要を把握し、若者から高齢者や身障者にも配慮した町営住宅の整備を図ります。

- （2）既存住宅の維持管理

既存住宅を計画的に改善・補修することにより、個々の住宅の長寿命化や住みよい住環境づくりを図ります。

- （3）空き家対策

空き家の所有者に対し空き家バンクへの登録を促し、移住希望者とのマッ

チングを図ります。

また、空き家改修等の支援策の検討を行い、空き家の有効活用と定住促進を図ります。

■目標値

将来の姿を表す指標	現状	平成32年度目標値
町営住宅管理戸数	165戸	165戸
空き家バンク登録数	—	28戸（5年間）

第9節 環境衛生

1. 現況と課題

資源の枯渇・ごみ排出に伴う処分コストの増大・資源開発に伴う環境破壊などが危惧されている現代にあつては、循環型社会の形成が必要とされています。そのためには、ごみの減量に努めると共に、安易に焼却・埋め立て処分をせずに可能な限り、再利用・リサイクルしていくことが求められます。

湯前町の住民・事業所が「自分たちが出すごみに責任を持つ」など、ごみに対する意識向上のための取り組みや啓発を行う必要があります。

2. 基本方針

住み良い環境を守るため、住民・事業所への理解と協力を求めています。

3. 施策の体系

- (1) ごみ処理の適正化・ごみ分別の推進
- (2) ごみの不法投棄の防止
- (3) 水質保全対策の推進
- (4) 生活環境苦情への対応
- (5) 地球温暖化防止対策の取り組みの推進

4. 基本計画

- (1) ごみ処理の適正化・ごみ分別の推進

町の一般廃棄物処理実施計画に基づき、適正なごみ処理を推進し、生ごみ処

理容器等設置事業により、生ごみの減量化を図ります。住民を対象とした人吉球磨クリーンプラザにおけるごみ分別体験の実施及び本町のリサイクルステーションを中心に、住民主体のリサイクル運動を推進します。

また、レジ袋削減のためのマイバック運動に取り組みます。

(2) ごみの不法投棄の防止

町による定期的な巡視や保健所、警察との合同巡視による不法投棄の発見及び防止を図り、立て看板等による啓発を行います。

(3) 水質保全対策の推進

毎年、町内の主な河川（都川、牧良川、仁原川、中溝、幸野溝）の水質検査を実施しており、今後も河川の水質汚濁防止に努めます。

(4) 生活環境苦情への対応

住民の苦情も多様化しており、内容を調査し、解決に向けて迅速に対応を行います。

(5) 地球温暖化防止対策の取り組みの推進

地球温暖化問題の解決に取り組み、環境への負荷の少ない新エネルギーの普及推進を図ります。

第3章 ほっとする笑顔あふれる福祉づくり

第1節 地域福祉活動

1. 現状と課題

従来、多数を占めていた多世代同居の世帯が減少し、核家族化（特に高齢者世帯の増加）が進行しています。かつての家庭や地域の持っていた相互扶助機能が弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど地域社会は変容しつつあります。

地域福祉は限られた人びとに対するサービスとしてではなく、すべての地域住民のためのものとし、かつ、みんなで支え合うものに変えていくことにあります。そのためには、地域住民が、お互いにひとりの人間として尊重し合い、身近な日々の暮らしの場である地域社会での多様な課題に対して地域全体で取り組み、それぞれの家庭の自立した生活を支援する仕組みとしてとらえ直すこと、さらに、地域住民が、参加・参画する福祉活動を通じて地域を活性化させていく必要があります。

2. 基本方針

日常生活に何らかの課題を抱える人への対応のみではなく、すべての住民が地域のためにできることがあるという認識に立って、子どもから高齢者まで、住民だれもが住み慣れた地域のなかで、いきいきと安心して暮らせるようなまちづくりを展開します。

3. 施策の体系

- (1) とともに支え合う地域づくりの推進
- (2) 安心して利用できる福祉サービスの基盤整備
- (3) だれもが暮らしやすい生活支援の整備

4. 基本計画

- (1) とともに支え合う地域づくりの推進

①福祉学習の推進

子どもの成長過程で豊かな人間性を養うために、ボランティア体験は重要な役割を果たします。社会人についても、ライフスタイルとしてのボランティア活動が定着するよう、関心を高めていくことが豊かな地域づくりにつながります。

これらを踏まえて福祉に関する学習機会の充実を図ります。

②各種福祉団体活動の促進

ともに支え合う地域づくりのためには、個々の住民が果たす役割や地域住民が果たす役割に加えて、各種の福祉団体が果たす役割がこれまで以上に重要になります。社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員やボランティアグループとの連携・支援に努め、活動の活性化を図ります。

③情報提供の充実

これからの福祉サービスは、利用者自らが選択し、サービス提供者との契約を結ぶことによって提供されるようになります。福祉に関する情報を誰もが必要な時に得ることができるように、またサービス利用を希望する時は、自らの意思で自分に最適なサービスを選択できるように情報提供を充実します。

④相談体制の整備

いろいろな悩みをどこに相談すればよいか分かりにくい現状にあるため保健や福祉に関する総合的な相談窓口の設置等によって、安心して相談ができる体制づくりを進めます。

⑤ケアマネジメント（サービス調整）体制の整備

利用者の希望にあわせて保健や福祉のサービスを効果的に提供するためには、ケアマネジメント（サービス調整）体制の充実が欠かせません。

また、サービス提供機関との連携強化を図り、サービス調整を円滑に実施できる体制をつくります。

(2) 安心して利用できる福祉サービスの基盤整備

①利用者の保護

最近の福祉サービスは、サービス利用者と提供機関が対等な関係で契約を結ぶことが基本になっているため、障がいなどにより判断能力が不十分な人がサービス提供機関と契約を結ぶ際には、契約行為を援助する必要があります。

判断能力が不十分な人の地域生活を支えるために、福祉サービスの選択や利用を援助する体制をつくります。

②福祉サービス評価の仕組みづくり

サービスの質を向上させて利用者の満足度を高めるためには、サービスについて適正な評価が行われることが必要です。サービス提供機関の自己評価を促進することと併せて、第三者によるサービス評価の仕組みづくりに努めます。

③福祉サービスにかかる苦情解決体制の整備

契約に基づくサービスでは、トラブル等は当事者間で解決することが基本になりますが、利用者からサービス提供機関へ直接苦情をいうことに抵抗を感じる場合もあるようです。サービスについて、不満に思う点や要望を気軽に相談できるような体制をつくります。

また、サービス提供機関にも働きかけて苦情解決体制の整備を進めます

④福祉サービスの質の確保

福祉サービスは、対人サービスが主体となるため、利用者の満足度にはサービス従事者が持つ援助技術や個性が大きく影響します。サービス事業者が、向上心をもって業務に従事できることで利用者の満足度を高め、事故等も未然に防ぐことができるよう、必要な研修を受けられる体制づくりを支援します。

また、サービスメニューの新規開発等にも積極的な関わりを持ち、より満足度の高いサービスが提供できる地域づくりを進めます。

⑤公平な費用負担

サービス提供機関との契約に基づくサービスの実施には、利用者に一定の費用負担が発生します。契約制度下の費用負担に関する周知を行うとともに低所得世帯の福祉後退を招かないよう留意します。

また、民間活動によって提供されるサービスについても、場合によっては利用者負担の基準額を定めるなどの積極的な関わりを持ち、公平な費用負担の実現に努めます。

(3) だれもが暮らしやすい生活支援の整備

①福祉サービスへの住民参加の促進

湯前町が心豊かに生活できる住みよい地域であるためには、地域住民が積極的に地域づくりに参加できる環境を整備することが重要です。地域づくり活動とボランティア活動の活性化を図り、住民主体の地域活動を推進するための支援を行います。

②ユニバーサルデザインによる地域づくり

高齢者や障がい者に限らず、すべての人にとって住みやすいまちづくりを進めるためには、まず、役場や公営住宅等の公共施設整備にユニバーサルデザインの視点を取り入れることが必要です。

その上で、法人や団体・個人にもユニバーサルデザインに関する情報を継続して提供し、地域全体の理解を得ながら、ユニバーサルデザインを取り入れた

住みよい地域づくりに努めます。

③安心して住める住環境の整備

町営住宅の整備・改修等を行う際はユニバーサルデザインの視点を取り入れ、障がいを持つ人が入居する場合でも、身体的・精神的な負担が軽減されるよう配慮します。

また、自宅で生活することを望みながら、自宅の構造上の問題により施設利用等に至るケースが発生しないよう、高齢者や障がい者のための住宅を改修する世帯への支援に努めます。

④消費者行政の推進

住民のニーズに応じた消費者行政を行うため、人吉・球磨が連携した相談業務の体制を整え、引き続き消費者の被害を防止すると共に被害の迅速な解決を図るための支援対策を行います。

第2節 老人福祉

1. 現況と課題

高齢化率が年々高くなる一方で、核家族化や女性の社会進出などにより家庭環境が変化しており、要介護高齢者に対する家庭での介護力が低下している現状があります。また、ひとり暮らし老人等が増加の一途をたどっています。このような現状においては、近隣住民の日常的な交流を基盤とした地域で見守り支援する体制づくりが、ますます必要となります。

2. 基本方針

保健・医療・福祉施設の総合的なサービス提供の体制づくりと住民参加の福祉づくりを確立し、高齢者が安心して生きがいを持って暮らせるような地域社会の形成を目指します。

元気で生きがいに満ちた『活動的な85歳』の実現と高齢者が介護を要する状態になっても、その人らしい生活を自分の意思で送ることを可能とする『高齢者の尊厳を支えるケア』が確立できるよう努めます。

3. 施策の体系

- (1) 老人保健福祉計画の推進
- (2) 在宅福祉の充実
- (3) 高齢者の生きがいと健康づくりの推進
- (4) 老人クラブの組織強化及び活動の活性化
- (5) 互いに支え合う地域づくりの推進

4. 基本計画

- (1) 老人保健福祉計画の推進

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心した生活を送ることができるよう計画に則り施策を展開します。

- (2) 在宅福祉の充実

施設及びマンパワーの連携を密にし、迅速かつ個々のケースに合ったサービスができるよう提供体制を整えます。

- (3) 高齢者の生きがいと健康づくりの推進

高齢者の生きがいと健康づくりの意識の高揚と活動の場の提供を行います。

(4) 老人クラブの組織強化及び活動の活性化

加入年齢到達者の即加入促進と全地区に老人クラブを育成し、高齢者の健康づくり、生きがい対策を進めます。

(5) 互いに支え合う地域づくりの推進

普段の生活の中で要援護老人を支える地域づくりを推進します。また、地域ケア・命のバトン普及事業^{注1}や災害時要援護者避難支援計画の推進に努めます。

■目標値

将来の姿を表す指標	現状	平成32年度目標値
地域ケア・命のバトン普及事業	178件	200件
災害時要援護者避難支援計画	233件	250件

注1：地域ケア・命のバトン普及事業とは、高齢者や障がい者の救急医療時や日頃の見守りに必要な情報を専用容器（いのちのバトン）に入れて、冷蔵庫に保管し、緊急時に活用するものです。

第3節 児童福祉

1. 現況と課題

少子高齢化が深刻な社会問題となっているなか、本町の総人口も緩やかな減少傾向にあり、近年大きな変化はないものの、年少人口、出産年齢人口ともに県、国の平均を下回り、少子高齢化の現況下にあります。本町では若年層の人口流出と、出産期に当たる婚姻世帯の減少が、出生率低下の大きな要因であると思われます。今後も子育てがしやすい町・環境づくりの充実を図りながら、さらに新婚世帯や子育て世帯が安心して暮らせるような施策を検討し進めていく必要があります。

本町での通常保育の利用状況をみると、ほとんどの家庭が子どもを生後12ヶ月頃までに保育所（園）へ預け、共働き、または求職活動を始める傾向にあります。特に保護者の要望が高かった病児・病後児保育事業については、平成21年度に広域町村合同で事業を開始し、仕事と家庭の両立支援を図る大きな成果を発揮しています。

さらに、児童の放課後や長期休暇中の安心・安全確保の場として定着している学童クラブ利用家庭も増加傾向にあり、今後は増設等も含めた検討が必要です。核家族化や共働き家庭の増加により、保育サービスをはじめとする子育て支援サービスも多様化していることから、今後もより効率的・効果的なサービスの提供ができるよう各施策を展開していかなければなりません。

また、近年では児童虐待の深刻化や「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」など、国をあげた新たな課題を踏まえ、様々な児童福祉施策、子育て支援策が進められています。本町においても、次世代を担う子どもたちの健全育成のため、地域全体で見守る環境づくりの推進が必要不可欠です。

2. 基本方針

安心して子どもを生み育てることができる町づくりを目指して、将来を担う子どもたちを地域全体で見守り、児童の心身を健全に育成していくために、各支援施策に取り組みます。

特に『湯前町子ども・子育て支援事業計画（H27年度～H31年度）』に基づき、「地域で支える 愛が育む 子育て応援のまち」を基本理念とし、その実現に努めます。

3. 施策の体系

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 児童の健全育成のための環境づくり
- (3) 児童と地域社会との交流促進
- (4) 要保護児童及び家庭の早期発見と支援体制の強化
- (5) 学校教育、社会教育、保育所（園）、小中学校との連携強化

4. 基本計画

- (1) 子育て支援の充実

家庭における子育ての孤立化を防ぐため、子育て家庭への心的サポートとして、相談しやすい窓口体制づくりや、情報交換等ができる場の提供と充実に取り組めます。通常保育サービスに加え、職業生活と家庭生活との両立の推進、支援策の充実に努めます。児童及び保護者を対象に、交流会等の各種行事を行い、心身ともに健やかに育成される保育環境の充実に図ります。

(2) 児童の健全育成のための環境づくり

子どもたちが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる居場所づくりを推進します。

いじめ、引きこもり、不登校の子どもへの対応には、児童相談所、学校、保護司、警察、地域のボランティア等による適切な対応に努め、地域ぐるみの支援ネットワークや関係者で構成される専門チームを有効に活用します。

(3) 児童と地域社会との交流促進

各種行事による交流会を実施し、保護者はもとより、児童と異世代間の交流を図りながら、情緒豊かな児童に育てます。

(4) 要保護児童及び家庭の早期発見と支援体制の強化

福祉職員、保健師及び主任児童委員、保育所並びに学校、児童相談所等の関係機関や地域との連携を取りながら、問題の早期発見や解決策の検討に取り組みます。併せて、迅速でより適切な判断と対応ができるよう、関係職員の知識向上に努めます。

また、相談窓口等の周知徹底と、地域の問題として住民の理解と協力が得られるよう、啓発活動に取り組みます。

(5) 学校教育、社会教育、保育所（園）、小中学校との連携強化

児童の育成については、一貫性が必要であるため、今後も関係機関との連携強化を図ります。

■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	平成32年度目標値
地域子育て支援拠点の場	0箇所	1箇所
放課後学童クラブ数	2箇所	2箇所

第4節 ひとり親家庭等

1. 現況と課題

最近の社会、経済情勢の中でひとり親家庭等を取り巻く問題は複雑で多様化しており、離婚件数の増加に伴い、ひとり親家庭の数は増加傾向にあります。特に乳幼児を抱えるひとり親家庭では育児をはじめ生活全般にわたり精神的・経済的負担が大きくなっています。本町では児童扶養手当（平成22年度8月からは父子家庭へも受給拡大）、ひとり親家庭等医療費助成などを行っています。

今後も、ひとり親家庭は増加する傾向にあり、相談活動の充実とともに就労支援など経済的自立等の総合的な支援が求められています。

2. 基本方針

ひとり親家庭等が抱える問題を気軽に相談できる体制の充実を図り、地域全体で温かく支える環境づくりの確立をめざします。

3. 施策の体系

- (1) 民生委員・児童委員、行政、社会福祉協議会による相談事業の推進
- (2) 組織及び活動の強化
- (3) 各種資金、助成事業等の斡旋及び制度の周知徹底

4. 基本計画

- (1) 民生委員・児童委員、行政、社会福祉協議会による相談事業の推進
ひとり親家庭等が気軽に相談できる窓口体制の整備を図ります。
- (2) 組織及び活動の強化
母子会等会員の相互連携、各種行事を通じて子どもの教育等の悩みの相談及び解決を気軽に行えるよう融和をもった組織の育成を図ります。
- (3) 各種資金、助成事業等の斡旋及び制度の周知徹底
ひとり親家庭等の更生のための制度資金の周知徹底を図ります。

第5節 障がい者福祉

1. 現況と課題

障がいの種類、障がいの程度及び部位、発生時期、年齢、生活環境等によって、障がい者の抱えている問題は千差万別です。障がい者すべての人が共に社会の構成員として暮らしていける考え方に基づいて、障がい者の「完全参加と平等」の実現に向けた社会づくりのために、福祉サービスの向上、相談支援事業をはじめとする相談体制の充実、障がい者本人及び障がい者を取り巻く環境への働きかけを行い、支援体制を確立する必要があります。

本町では、障がい者が利用できる事業所は、湯前町社会福祉協議会と地域生活支援センターの2箇所であり、地域で生活しようとする場合、他市町村にある障がい者施設等を利用しなければなりません。

また、奥球磨3カ町村では、児童発達支援や就労支援等を行う事業所が、他の地域と比べ少ないのが現状です。障害児の育成支援に係る施策については、平成24年4月の法改正で「児童福祉法」に一元化され、障害児にとって身近な地域で支援が受けられるようにするため通所サービスが児童発達支援に編成され、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援などの事業が新たに創設されていますが、事業所が他町村にある方が多いため、保護者による送迎などの負担が大きくなっています。就労の面では、民間企業における障がい者雇用が平成25年4月1日から従業員50人以上の事業所を対象として、2.0%以上の雇用が求められていますが、まだまだ現状は厳しく、一般就労を希望する障がい者は、やむなく就労支援施設を利用している状況です。

今後も、企業や一次産業等多岐にわたって雇用拡大につなげていく必要があります。

2. 基本方針

障がい者の完全参加と平等の実現に向けた取り組みを、総合的に推進していくとともに、障がい者をサポートできる地域づくりを、行政と地域が協力して行います。

3. 施策の体系

- (1) 障がい者理解の促進と相談支援体制の充実
- (2) 障がい者への情報発信と町民への情報発信
- (3) 障害児支援の充実
- (4) サービス利用拡大と在宅生活への支援
- (5) 災害時等の避難誘導體制の整備

4. 基本計画

(1) 障がい者理解の促進と相談支援体制の充実

障がい者に対する正しい理解を促進するとともに、障がい者にとって身近に寄り添う家族や親族と同様に、地域住民等が信頼できる相談相手と成り得るような支援体制をつくります。

(2) 障がい者への情報発信と町民への情報発信

制度やサービス内容についての情報提供方法の改善により、サービスの利用拡大と在宅生活の支援を図ります。

(3) 障害児支援の充実

乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が、身近な場所で提供できる体制を構築し、教育・子育て・保健・医療など関係機関との連携により充実を図ります。

(4) サービス利用拡大と在宅生活への支援

施設入所者等が地域生活に円滑に移行できるよう、障がいに対する正しい理解の普及や居住の場の確保、サポート体制の充実など退所・退院後の生活を支える支援を図ります。

(5) 災害時等の避難誘導體制の整備

障がい者に対する支援計画を策定していくとともに、障がい者の方にも、個別支援計画策定に対する理解を求め、一人でも多くの方に個別支援計画策定の申請を挙げてもらえるよう働きかけていきます。

また、障がい者に対応した避難誘導や避難所に必要な設備等について確認し、必要な支援、整備を図ります。

■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	平成32年度目標値
相談支援事業利用者数（実人員）	46名	48名
障がい福祉サービス利用者数（実人員）	47名	48名

第6節 介護保険

1. 現況と課題

平成12年度に始まった介護保険制度は、在宅サービスを中心にサービス利用が急速に拡大するなど、国民の間に順調に定着してきました。それに伴い、介護保険にかかる費用も急速に増大してきました。本町においては、65歳以上の高齢者人口がほぼピークを迎えているものの、要介護のリスクが高まる75歳以上人口の内、特に85歳以上の人口が平成32年までは増加する見込みであり、介護保険にかかる費用も確実に増大しています。また、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者も増加傾向にあり、その対策が重要な課題となっています。

そのような中、平成26年に改正された介護保険制度では、重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいを一体的に提供する仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築に向けた地域支援事業の充実・見直しや利用者負担の引き上げ等の費用負担の見直しなどが行われ、その取り組みを進める必要があります。

2. 基本方針

高齢者を取り巻く社会情勢や多様化するニーズを把握すると共に、高齢者とその家族の視点に立ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「地域包括ケアシステムの構築」を目指します。

3. 施策の体系

- (1) いきいきと暮らすことができるまちづくり
- (2) 安心して暮らすことができるまちづくり
- (3) 住み続けることができるまちづくり
- (4) 支えあいの体制ができるまちづくり

4. 基本計画

- (1) いきいきと暮らすことができるまちづくり

高齢者が、健康で身近な人との良好な関係を築きながら、役割を持って生活を送ることができるよう、社会参加の機会を創出し、生きがいを創出するとともに、健康づくりや介護予防事業の充実を図ることで、いきいきと暮らすことができるまちづくりを推進します。

- (2) 安心して暮らすことができるまちづくり

ひとり暮らしや認知症など、高齢者の状態に応じた保健・福祉・医療・介護サービスを充実し、在宅生活を支援するとともに、医療と介護の連携による重層的な支援体制の確保と気軽に相談できる環境づくりを行うことで、安心して

暮らすことができるまちづくりを推進します。

(3) 住み続けることができるまちづくり

住宅改修等による住環境の整備を図るとともに、在宅生活を支える介護サービスの充実や移動手段の確保等、生活支援サービスの充実を図り、住み続けることができるまちづくりを推進します。

(4) 支えあいの体制ができるまちづくり

高齢者が生きがいを持って参加できるよう、関係機関との協働による地域活動の推進を図るとともに、高齢者福祉の中核を担う地域包括支援センターや生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）等と連携し、支えあいの体制づくりを推進します。

■ 目標値

将来の姿を表す指標	現 状	平成 3 2 年度目標値
要支援・要介護認定者数（認定率）	3 1 7 人（19.2%）	3 2 0 人（19.6%）

第7節 住民保健

1. 現況と課題

本町は特に脳血管疾患の壮年期の死亡率及び有病率が高く、高血圧の有病率も高い状況です。多飲酒、塩分の取りすぎや運動不足など原因は、それぞれあると思われますが、個々の生活習慣改善にむけての支援はもとより地域全体で取り組む問題として提起していかなければなりません。

感染症については、結核予防など予防ワクチン接種を含めた予防対策並びに住民への普及啓発が必要となっています。

なお、すでに知られている感染症とは異なり、危険度が高いと考えられる新たな感染症が確認された場合（新型インフルエンザ、SARS、人獣共通感染症等）は、保健所等関係機関との連携が重要となってきます。

母子保健では、評価される指標で国や県より低下しているものではありませんが、今後も就学前までの児の発育状態の把握、異常の早期発見に努め子育ての支援を行いながら、虐待等の早期発見に努める必要があるほか、妊婦健診に対する公費助成も国の動向を見極める必要があります。

歯科保健については、生涯自分の歯でおいしく食べることができ、自分の口腔管理ができることを目的に乳児期から中学期まで半年毎に歯科検診を実施し、希望者にはフッ化物による予防処置（フッ素塗布及びフッ素洗口）を行っています。確実にむし歯の保有率に減少が見られますが、課題としてむし歯の児とない児の差が激しく二極化しています。保護者、祖父母、地域への働きかけも必要になってきています。

食育について、かつてはふれあいの場である家庭の食卓を中心に食育がなされてきましたが、ライフスタイルや価値観の多様化が進み個々の生活時間帯が異なる中で一家団欒の食事機会が減少し、孤食や個食、正しい食事マナーの喪失など様々な問題が生じています。そこで、この問題に対処するため、本町では、平成21年度に食育計画を策定しました。今一度生活リズムを見直し、規則正しい生活習慣と合わせて朝食の大切さに対する知識や正しい食習慣を身につけていくことが重要です。

各種健診については、特定健診・後期高齢健診、各種がん検診（胃・大腸・肺・乳・甲状腺・子宮・前立腺）及び腹部超音波検診、骨密度検診を複合的に行う集団健診を実施しています。また各健診機関に委託して30歳から総合健診も実施しています。比較的受診しやすい体制にしていますが30歳代の受診率が低いことと、健診の結果生活習慣の見直しが必要な方は増えているのに特定保健指導や教室に参加する方が少ないことが課題です。

休日・祭日には球磨郡医師会の協力の下、在宅当番医が輪番制で診療を実施され

ています。また夜間は地域の中核医療拠点施設である公立多良木病院があり安心して医療が受けられる体制が整っています。救急活動は上球磨消防署に念願の東分署ができ現場到着までの時間短縮が図られ充実しました。今後住民レベルの救命救急処置の普及啓発が課題です。

2. 基本方針

生涯豊かな人生を送れるよう自分の身体のことを知り健康管理ができるための支援を勧めていきます。また、地域に密着したきめ細やかな対応ができるような施策を展開していきます。

3. 施策の体系

- (1) 生活習慣病予防の推進
- (2) 感染症予防の推進
- (3) 母子保健・歯科保健事業の推進
- (4) 食育の推進
- (5) 各種健診の推進
- (6) 医療体制の整備・救急医療の推進

4. 基本計画

(1) 生活習慣病予防の推進

国民健康保険の保健事業においてメタボリックシンドローム予防・改善のための特定健診・特定保健指導を継続します。また水中運動教室や講演会等を開催して生活習慣病予防のための健康増進にも取り組んでいきます。

また、健康増進計画に基づき各種団体と一緒に飲酒・塩分・運動不足等健康問題に関して問題を提起し、地域を挙げて取り組みを推進します。

(2) 感染症予防の推進

住民に対する予防知識の普及啓発と患者発生時は保健所と協力して即時対応を行い、二次感染などの拡大防止に努めます。

また、ワクチンで予防できる疾病については国が勧める予防対策に対応し、予防接種の普及に努めます。

(3) 母子保健・歯科保健事業の推進

母子保健については、母性並びに乳児の健康保持及び増進を図るため保健指導、健康診査を実施します。

また、歯科保健事業については、歯科保健計画に則り、現状の母子・歯科保

健体制を継続させていきます。また、きめ細やかな個々の対応ができるように担当者の資質の向上に努めます。

(4) 食育の推進

食育推進計画に則り、「ゆっくりおいしく、農（の）産物で心潤う、毎（ま）日健康いきいき、笑（え）顔で暮らすゆのまえ」を基本理念にライフステージごとの施策を推進します。

(5) 各種健診の推進

保健センターを会場とする集団健診及び各健診機関で実施する総合健診を継続します。特に総合健診においては、社会保険加入者も特定健診を除いたがんセット健診を準備し、住民に満足できる体制の構築に努めています。

集団健診受診者について精密検査が必要な方には説明会の実施や個別訪問による説明を行うとともに、受診を勧奨し早期発見・早期治療に結びつけることができるよう努めます。

(6) 医療体制の整備・救急医療の推進

救急車の現場到着までの時間は短縮されましたが救急医療の適正利用の方法や住民の救命救急に関する講演会の開催、AED設置等を含めた啓発活動を推進します。

第 8 節 国民健康保険

1. 現況と課題

国民健康保険制度は住民の医療の確保と健康維持・増進に大きな役割を果たしています。

しかし、疾病構造の多様化、医療の高度化などにより一人当たりの医療費は年々増加してきており、また経済の低迷により保険税収入が伸び悩み、国保財政は逼迫しております。

今後、人口減少も重なりさらに厳しい財政運営が迫られますが、平成 30 年度には、その財政責任が県に移り、より一層の医療費の適正化、特定健康診査の推進を中心とした保健事業の充実、保険税の収納率向上などが求められてきますので、これからも国民健康保険の健全な運営を図っていく必要があります。

2. 基本方針

住民の健康保持・増進を支える国民健康保険制度を周知徹底するとともに、保健事業による特定健康診査の推進を主とした健康づくり等による医療費の適正化、保険税収納率の向上など財政の健全化に努めてまいります。

3. 施策の体系

(1) 国民健康保険の健全運営

- ①財政の健全化
- ②国民健康保険制度の啓発
- ③国民健康保険制度の改革、助成の強化要請

(2) 保健事業の推進

- ①特定健康診査の推進
- ②健康づくり事業の推進

4. 基本計画

(1) 国民健康保険の健全な運営

①財政の健全化

レセプト点検を充実強化すると共に、要した医療費を住民に通知し、費用についての理解を深める事により、医療費の適正支出及び医療費の軽減を図り、運営に不可欠な国民健康保険税の収納率向上にも努めます。

なお、平成 30 年度からの熊本県への財政責任の移行後も同様です。

②国民健康保険制度の啓発

医療保険制度について住民の理解を深めるために広報誌やホームページ等を活用するとともに、あらゆる機会を利用して周知を図ります。

③国民健康保険制度の改革、助成の強化要請

国民健康保険の構造的な特徴から財政基盤は脆弱であるため、今後ますます厳しい財政運営が迫られていくことは避けられませんが、その安定的な運営を図るためにも、財政基盤を強化するための制度の改革や国・県等の助成の強化を要請し、その利活用を積極的に行っていきます。

(2) 保健（健康づくり）事業の推進

①定健康診査の推進

平成25年度に策定した特定健康診査実施計画に掲げた平成29年度目標値である特定健康診査実施率60%、特定保健指導実施率60%が達成できるよう様々な方策を推進します。

②健康づくり事業の推進

国保財政を圧迫する医療費の増加を抑制するためには、住民自らが規則正しい生活習慣や食生活を実践し、健康管理や健康づくりを自主的、主体的に取り組むことが必要であり、①の目標値達成のためにも関係機関と連携を強化し、住民の健康づくりの推進を図ります。

第4章 未来へつなぐ人づくり

第1節 学校教育の振興

1. 現況と課題

少子・核家族化、女性の社会参加が進み、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化していることから、児童・生徒の意識、行動も変化しつつあります。家庭では子どもに対して、放任と過保護・過干渉という両極化が進み、地域とのつながりも希薄化し、子どもの人と関わる力が弱まってきています。子ども達のコミュニケーション能力の向上を図り、しっかりした規範意識を身に付けさせる必要があります。

また、学校施設においては、築30年以上経過した小・中学校校舎をはじめとするその他の付属施設も老朽化していることから、これまでも計画的に改修や補修を行ってきましたが、児童生徒の状況や安全面を考えると教育環境を見直す必要があります、状況に応じた環境整備に努めなければなりません。

2. 基本方針

未来を担う子どもたちに充実した教育活動を展開できるよう教育施設の整備を進めます。

また、整備充実されたICT基盤を確実に効果的に活用するために、教育・学習方法の改善を図ります。さらに、社会教育への学校開放により情報ネットワークの形成に努め、学校と地域社会が一体となり、豊かな自然や歴史と文化、伝統を受け継ぐ豊かな人づくりを進めます。

3. 施策の体系

- (1) 教育研究・研修の充実
- (2) 集団教育活動の推進
- (3) 地域社会との融合、福祉・ボランティア活動の実践
- (4) 国際化を高める教育の充実
- (5) 学校教育環境の充実
- (6) 学校給食の充実
- (7) 人権教育の推進
- (8) 非行防止と情報公開

4. 基本計画

(1) 教育研究・研修の充実

校内研修を初めとする諸研修や研究授業等をとおして、教職員の資質の向上を図り、教育者としての愛情と使命感を持ち児童生徒の学力充実、豊かな心身の育成に努めます。

(2) 集団教育活動の推進

豊かな自然の中での体験をとおし、心豊かな人間形成を図るため、集団宿泊教室の開催や作物栽培の体験を開催し、地域に密着した幅広い集団環境教育の活動を推進します。

(3) 地域社会との融合、福祉・ボランティア活動の実践

学校と家庭及び地域と連携を図りながら、地元人材をゲストティーチャーとして招き、実社会を真に学ばせ学校教育のなかで世代を超えた交流活動を行うとともに福祉・ボランティア活動をとおして社会性を身につける教育を実践推進します。

小・中学校では毎月1回、自由参観日及び学校開放を実施します。

(4) 国際化を高める教育の充実

国際化の進展に応じることのできる子どもたちを育成するため、外国青年招致事業により語学力の充実や国際理解の高揚を図り、外国青年と地域の交流を図ります。

(5) 学校教育環境の充実

児童生徒一人ひとりの人権が尊重される教育環境づくりに努めるとともに、児童生徒の心身の発達に応じた教育効果がより一層上がるよう、状況に応じた教育環境の整備・改善を図ります。

また、特別な支援を要する子どもたちが安心して学校で過ごせるように、一人ひとりに応じた適切な指導及び必要な支援を行うための施設並びに人的な環境整備に努めます。

(6) 学校給食の充実

身体の発達期にある児童生徒の健康増進と、体位の向上を図るために、地元食材を利用した安全・安心でバランスのとれた食事を提供するとともに、地産・地消の推進に努めます。

また、食育推進計画に則り学校と家庭との連携を図りながら、清潔で楽しく明

るい食事や、食習慣の形成につながる実践的な態度の育成に努めます。

(7) 人権教育の推進

全ての教育活動をとおしての人権意識の高揚と日常化を図り、豊かな感性や人権感覚を育成するための指導方法の工夫、改善を行い、学校、家庭、地域社会における人権啓発活動を推進し人権尊重の精神を養います。

(8) 非行防止と情報公開

社会環境の変化とともに非行の低年齢化が顕著となっていますが、教育の情報公開を進めることで町民の理解と参加意識を高め、地域の子は地域で育てるという心構えの浸透と体制づくりで非行の防止を図ります。

第2節 社会教育の振興

1. 現況と課題

長引く不況、先の見えない社会の閉塞感、心の豊かささえ喪失しかねない昨今において、人々には自己を支える生きがい求められています。一人ひとりが目的を持ちながら、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって学習し、その成果を適切に生かす機会が求められています。

現在、本町において国、県、各種団体との連携をもとに、生涯学習体系の確立を目指して社会教育事業を実施しているところです。しかしながら、高齢化や就業人口の増加等に伴い、学習者が減少傾向にあるのが現状です。時代や地域のニーズに対応できる講座の見直しとともに、現代的課題に関する講座等も関係機関と連携を図りながら実施していく必要があります。

2. 基本方針

本町の社会教育は教育基本法の理念に基づき、人間尊重の精神を基盤に、生涯学習の視点に立って、住民一人ひとりが変動する社会に、創意と生きがいをもって対応できるよう、自己の啓発、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の向上と明るい地域づくりを目指します。

また、学習の場として安全に利用できるよう、老朽化した施設の改修を段階的に行います。

3. 施策の体系

- (1) 生涯学習教室の充実と自主活動の推進
- (2) 分館活動による地域づくりの推進
- (3) 青少年の健全育成
- (4) 読書活動の推進
- (5) 人権教育の推進
- (6) 社会教育施設の充実
- (7) 学校、家庭、地域との連携の推進

4. 基本計画

- (1) 生涯学習教室の充実と自主活動の推進

既設の生涯学習については、常に見直しを行いながら、幅広い年齢層が参加でき、住民のニーズに応じた教室講座の充実と指導者養成に取り組みます。

(2) 分館活動による地域づくりの推進

分館活動を推進し、連帯意識と郷土愛の高揚を図ります。また、スポーツ活動や花づくり活動等をとおして、地域づくりの拠点となるよう支援を行います。

また、分館施設の中には建設から35年以上経過し、老朽化が進んでいるところもあり、改修が必要な分館施設に対しては、改修の支援を行います。

(3) 青少年の健全育成

同世代や異世代との多様な人間関係を経験しながら、社会的自立に必要な主体性や協調性を育むことができるよう、地域等での多様な活動の機会・情報提供の充実に努め、青少年及び地域住民の参画の促進を図ります。

(4) 読書活動の推進

利用者のニーズに即した図書の充実を図るとともに、子どもたちの読書活動を推進し、幅広い知識や豊かな想像力を育む環境を整えます。

また、子どもの読書活動を推進させるために、子どもの読書活動の意義や重要性について地域の方々に広く啓発し、読み聞かせなど読書活動の推進を図ります。

(5) 人権教育の推進

人権教育の啓発活動を推進するとともに、差別のない明るい町づくりを目指します。

(6) 社会教育施設の充実

中央公民館や改善センター等の社会教育施設は、生涯学習・各種サークル活動・総合型スポーツクラブの他、講演会や研修会・会議・レクレーション等に利用され、住民の学習活動や文化振興の拠点となっています。利用者の高齢化や生活様式の変化に伴い、施設の改修を段階的に行い、更に利用者にやさしい施設、安心して学習できる場を提供します。

(7) 学校、家庭、地域との連携の推進

学校と地域を結ぶコーディネーター等の連携により、自然体験や社会体験、生産活動などの機会を導入するほか、地域と児童生徒との交流を図り、思いやりのある、心身ともに健全な子どもの育成を図る。

また、「地域未来塾」を設置し、地域の小中学生等の学力及び地域の教育力の向上を図る。

■目標値

将来の姿を表す指標	現状	平成３２年度目標値
図 書 利 用 者 数	１，２００人	１，５００人
生涯学習講座の参加者数	２３７人	２８０人

第3節 社会体育の振興

1. 現況と課題

近年の社会環境の変化によりスポーツを取り巻く環境も大きく変化しており、本町のスポーツ活動の基盤となっている体育協会においても、会員数が減少傾向にあり住民のスポーツ離れが顕著に現れています。スポーツ活動を行う目的も、競技力の向上から趣味や健康づくりを主とした目的に変化しております。

そのような中、平成19年に住民の健康づくりと地域のコミュニティの形成を目的とした「総合型地域スポーツクラブ湯前さわやかクラブ『だんだん』」が発足し活動を行っておりますが、会員数が伸び悩んでおり、今後は体育協会や湯前さわやかクラブ『だんだん』等、関係団体が協力して、住民のニーズにこたえられるような活動を推進していく必要があります。

また、B&G海洋センターを含む本町の社会教育施設は、建設から30年以上経過し施設環境が悪化し、維持管理経費が増加傾向にあります。

2. 基本方針

住民が生活の一部として親しむ「健康と楽しみのスポーツ」という視点から、年齢、性別、健常者・障がい者の別にとらわれることなく、気軽にスポーツに親しみ、健康で生きがいに満ちた生活が送れる社会を目指して、スポーツ振興施策を展開していきます。

3. 施策の体系

- (1) 体育組織の育成強化
- (2) 体育施設の整備、維持管理

4. 基本計画

- (1) 体育組織の育成強化

体育組織を母体として、ジュニアの育成や競技指導者育成・スポーツ団体等の会員確保のための体験教室の実施など、活発な活動を促し、住民のニーズに応えられるようスポーツ振興施策を展開します。

- (2) 体育施設の整備、維持管理

体育施設については、安全に施設を利用いただき、利用者の使いやすい施設となるよう、長期的な視点により改修等の計画を行い施設の整備を行うとともに、適正な維持管理を行います。

■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	平成 3 2 年度目標値
人口に対する体育組織への加入率	1 2 %	1 5 %

第4節 文化財保護と文化振興

1. 現況と課題

本町には美しい自然と農村風景のなかに、数多くの有形、無形の文化財が存在しています。これら文化財の多くは長い歴史の中で、保存、継承されてきた遺産であり、町の歴史や文化を理解するために重要なものです。また、これら文化財によって語られるストーリーが「日本遺産」として認定されました。

しかしながら、地区で守られてきた文化財も多く、地域住民の高齢化のなか、新たな文化財の保存と活用方法を確立することが求められています。

文化団体については、学習意欲の増大に伴い、多様化するニーズに対応できるように、団体の育成支援や活動の場となる中央公民館などの施設の拡充が必要になってきています。

湯前まんが美術館においては、那須良輔作品を展示するとともに、「まんが」に特化した企画展示を開催するなど集客力を高め、マンガを核としたまちづくりにどのように展開していけるかが課題です。

2. 基本方針

ふるさと文化の振興のため、文化財の保存と活用に努め、文化団体の育成、湯前まんが美術館事業の充実を目指します。

3. 施策の体系

- (1) 文化財愛護意識の高揚
- (2) 未指定文化財の調査
- (3) 指定文化財の維持管理
- (4) 日本遺産の活用
- (5) 湯前まんが美術館の充実
- (6) 文化団体の育成
- (7) 新湯前町史刊行の計画

4. 基本計画

- (1) 文化財愛護意識の高揚

中央公民館主催の「歴史探訪講座」や小学生の町内探検、特に太鼓踊りや棒踊りなどの無形民俗文化財については、小・中学校の総合学習の時間をとおして踊りを体験することで、後継者育成、文化財愛護意識の高揚を図ります。

(2) 未指定文化財の調査

文化財の調査については、各地区の古社寺、石造物については終了していますが、今後、各家所蔵の文化財などについて調査を進めていきます。

(3) 指定文化財の維持管理

城泉寺阿弥陀堂や御大師堂については、国や県等の補助事業を活用して修理を行い、御大師堂については盗難防止のための整備を行います。

また、文化財の保存活用計画を策定し、文化財周辺も含めた周辺の環境整備も行います。

(4) 日本遺産の活用

日本の文化・伝統を語るストーリーに認定された文化財を中心に、数多くの有形・無形の文化財について、国内外に情報を発信し、観光振興や交流人口の増加に努めます。

(5) 湯前まんが美術館の充実

より漫画に親しんでもらえるような展示を計画し、周辺観光施設や多方面との連携を図りながら、広報活動を進めていきます。

また、より良い展示を行うためにも施設の整備を段階的に計画し、観覧しやすい環境づくりを行います。

(6) 文化団体の育成

文化協会など文化団体の育成、助成に努め、また、利用される施設の拡充を進めていきます。

(7) 新湯前町史刊行の計画

湯前町史刊行以来45年以上が経過し、その間に発見された資料も多く、それらの資料を収集しながら、新湯前町史の刊行を計画していきます。

また、学校教育、総合的な学習の時間にも有効な、平易な副読本の作成を計画していきます。

■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	平成32年度目標値
まんが館の観覧者数	5,000人	6,000人

第5章 とともに考えとともに創るまちづくり

第1節 地域情報の発信

1. 現況と課題

インターネットや携帯電話に代表される高度情報通信技術（ＩＣＴ）は、急速に発展・普及を遂げており、日常生活や社会生活及び社会経済においてデジタル化やネットワーク化が進み、世界規模で大きな転換をもたらしています。また新たな情報入手手段として、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）が若者を中心に普及が進んでおり、より身近で有効な情報発信の手段として各地の自治体でも、ＳＮＳを情報発信に活用する動きが活発化しています。

本町においては、町内全地域に整備した光ファイバーケーブルを活用し、公設公営により高速光インターネット接続のサービスを提供した、町ホームページ等による情報発信を行うとともに、全戸設置の宅内ＩＰ告知放送端末により、様々な行政情報、防災情報などを迅速かつ確実に伝達するなど、電子自治体の実現に向けて情報通信システムの効果的な活用に努めています。

また、湯前町の観光資源であるまんが美術館周辺、湯楽里周辺、及び城泉寺等の神社仏閣において、観光客への地域情報提供と利便性向上のための公衆無線ＬＡＮ環境を整備しました。今後は、サービス提供エリアの充実が課題となります。

一方で、住民間でＩＣＴを活用する力に差がある中で、情報発信手段がインターネット等に偏ると、ＩＣＴに不慣れな高齢者等への情報伝達が不十分になりかねないので、広報誌（旬報・広報）等と電子媒体との適切な役割分担を図りながら、両者を一層充実させていくことが求められています。

2. 基本方針

旬報・広報、及び本町ホームページについて、住民が関心を持つ行政情報を適切に把握し内容の充実を図ります。また、情報通信システムを利用し、地域医療、福祉、防災、産業、観光など幅広い分野において、地域の特色、創意工夫に基づいた利活用を図り、住民生活の利便性の向上と、安心を実感できるまちづくりを目指します。

さらには、住民の情報発信に対する参画を促すスキルアップ講座や、ネット犯罪等に巻き込まれないように、情報セキュリティ・モラル向上についてもセミナーを開催するなど、その啓発を図ります。

なお、行政事務の電算化が進む中で、庁舎内外の行政事務の高度化と効率化にも努めます。

3. 施策の体系

- (1) 情報収集と広報活動の充実
- (2) 新たな情報通信システムの高度な利活用
- (3) 行政事務の高度化・効率化
- (4) SNSを活用した双方向での情報発信
- (5) 情報セキュリティ・モラルの意識向上

4. 基本計画

- (1) 情報収集と広報活動の充実

広報活動において、行政と住民、或いは企業や団体との協働や情報の共有化による情報収集に積極的に努め、情報収集と掲載内容の更なる充実を図り、行政情報、できごと情報など、地域住民のニーズに即したタイムリーな広報誌の発行と本町ホームページの充実を図ります。

- (2) 新たな情報通信システムの高度な利活用

新たな情報通信システムを利用した高度な防災情報システムの構築及び高齢化社会へ対応したシステム構築実現への取り組みの他、地場産業の活性化、観光振興など幅広い利活用を検討し、具体化に向けた取り組みを推進します。

- (3) 行政事務の高度化・効率化

行政における事務事業の電算化及び個人情報保護、セキュリティ強化などの対策においては、その必要性を十分に配慮しながら、権限移譲や地方分権に伴う事務の増大・複雑化に応じて、事務事業の高度化・効率化を図ります。

また、各種電子申請などの受付発行業務についても、地域の実態に即した住民サービスを検討し推進します。

- (4) SNSを活用した双方向での情報発信

これまでのような町からの一方的な情報伝達だけではなく、SNSを活用して受け手である住民や観光客等との相互交流を図り、Wi-Fi^{注1}アンテナ設置をはじめ、より身近で「共感」される情報を広く「拡散」させるための取り組みを検討します。

注1：Wi-Fiとは、無線でネットワークに接続する技術のこと。似たような言葉に「無線LAN」がありますが、同じものと考えて問題ありません。

(5) 情報セキュリティ・モラルの意識向上

情報セキュリティ・モラル向上のためのセミナーを開催する等、ネット犯罪等のトラブルに巻き込まれることなく、安全・安心してインターネットを活用し、地域情報発信の向上を目指します。

■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	平成32年度目標値
Wi-Fi アンテナ設置台数	30台	50台

第2節 住民主役の町政の推進

1. 現況と課題

本格的な地方分権時代が到来しようとするなか、地域の特性を活かした暮らしやすい地域社会を形成することが求められています。そのためには、住民と行政の新たな関係を構築する仕組みづくりとともに、地域が主体性を持ち、その能力を充分発揮できるよう活動への支援を行う必要があります。

しかし、住民のまちづくりへの参画意識は高まっているものの、地域コミュニティ組織における参加者の固定化や重複化などが課題となっています。

このようなことから、住民の参加機会の拡充や交流の機会を設けるなどして、住民と行政の「協働」による地域社会を創り上げていく必要があります。

2. 基本方針

住民と行政が協働のまちづくりを推進するため、住民誰もが、まちづくりに参画できる環境づくりに取り組み、併せて、住民自ら積極的・主体的にまちづくりに参画する意識の啓発を図ります。

また、地域コミュニティを支える組織や人材の育成を支援し、地域コミュニティ機能の向上を目指します。

3. 施策の体系

- (1) まちづくりへの住民協働機会の充実
- (2) 男女共同参画の推進
- (3) 広報・広聴活動の充実
- (4) 地域コミュニティを支える組織と人材の育成

4. 基本計画

- (1) まちづくりへの住民協働機会の充実

「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治意識の基本的考えのもと、「自ら考え、自ら行動する」住民自治の向上を図り、地域の特性や資源を活かした施策を展開することで、地域活力と住民協働の機会を推進します。

- (2) 男女共同参画の推進

住民一人ひとりが互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりを推進するため、行政及び懇話会をはじめとし、地域住民や事業所等への男女共同参画の意識啓発に取り組みます。

(3) 広報・広聴活動の充実

行政への住民参加を促進するため、施策の推進状況などの情報提供を行い、町政に対する意見等を施策に反映させるために、区長会などでの充実した広報・広聴活動を図ります。

また、パブリックコメント等の実施により、住民の知恵と専門的な知識の活用に努めます。

(4) 地域コミュニティの主体となる組織と人材の育成

新しい公共の担い手となるNPO法人などの設立に向けた支援を行い、住民活動の活性化を図ります。

第3節 行財政運営

1. 現況と課題

湯前町の歳入で最も大きな割合を占めているのは、国から配分を受ける地方交付税です。地方交付税とは、日本の財政制度のひとつであり、国が地方公共団体の財源の偏在を調整することを目的とした地方財政調整制度であります。

この地方交付税も、国の厳しい財政事情のもと、国と地方の税財源制度を見直す三位一体の改革の影響により大幅に減少し、現在は、低い水準のまま横ばいに推移し、国から地方へ税源移譲された部分についても、地方の景気回復の遅れから、町税の伸びが小さく、町の独自事業に使える地方交付税や町税などの一般財源の確保が厳しい状況となっています。

一方で、ふるさと納税（寄附金）の本格運用により歳入増が見込まれ、また企業版ふるさと納税が制度化されるなど、新たな財源として期待が膨らんでいます。

歳出においては、少子・高齢化への対応、住民生活に必要な社会資本の整備、農林業をはじめとする地域産業の振興、人口減少問題への対応策として移住・定住の推進や交流人口を増やすための観光施策など、様々な財政需要の増大が見込まれています。

このようななか、限られた財源を基に、事業の選択と集中、事業手法の改善など行政運営の効率化やコスト削減などの行政改革を進めるとともに、新たな財源をはじめ自主財源の確保を図り、健全で安定した財政基盤を確立することにより、地域の自立を図り、将来にわたって町民が暮らしやすい安定した町をつくることが課題となっています。

2. 基本方針

町財政の中期的な収支見込みに配慮しながら、経費支出の効率化に徹し、限られた財源の重点的かつ効果的な配分に努め、新たな財政需要にも積極的に対応できるよう健全な財政運営に努めます。

また、従来行ってきた事務事業の成果を検証し、本来の目的に照らし合わせながら財政運営を見直していきます。

町税・使用料等においては、課税客体等を適切に把握・課税し、自主財源及び公平性を確保するための滞納整理を強化するとともに、関係部署とも連携を図りながら新規滞納者を抑制し徴収率の向上に努めます。

さらには、新たな財源確保の方策を検討し、自主財源の確保に努めます。

3. 施策の体系

- (1) 選択と集中による事業の重点化
- (2) 計画的な人材育成
- (3) 適切な課税と徴収強化
- (4) 新たな財源の確保

4. 基本計画

- (1) 選択と集中による事業の重点化

非常に厳しい財政状況の中、限られた財源の中で真に必要な事業を選択し、また歳出全般にわたる見直しと、合理化・効率化に徹底的に取り組み、各種施策の優先度の見極めを行うことで、所要財源の確保に努めます。

- (2) 計画的な人材育成

住民の福祉の向上及び住民サービスの更なる向上への期待と信頼に応えられるよう、職員の人材育成を計画的に推進します。

- (3) 適切な課税と徴収強化

現年度分については、新規滞納の防止策を講じ、また滞納繰越分についてはその滞納原因を把握し、各々に応じた適正な滞納整理を実施するとともに、自力執行権に基づく厳正な滞納処分に取り組みます。また、使用料等も含めた関係部署と連携を強化し、滞納額全体の抑制を図ります。

- (4) 新たな財源の確保

新たな財源確保として、ふるさと納税（寄附金）の獲得に努めます。

また、事業資金を民間から調達する仕組み（クラウドファンディング^{注1}・PPP^{注2}・PFI^{注3}等）の検討を行い、自主財源の確保を図ります。

注1：クラウドファンディング（英語：Crowdfunding）とは、不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うことを指す、群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語である。ソーシャルファンディングとも呼ばれる。

注2：PPP（英語：Public Private Partnership）とは、行政と民間がパートナーを組んで事業を行うという、新しい「官民連携」の形のこと。

注3：PFI（英語：Private Finance Initiative）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。

■ 目標値

将来の姿を表す指標	現 状	平成 3 2 年度目標値
町税徴収率	9 2 . 4 %	9 3 . 0 %
ふるさと納税額	1 , 2 4 5 千円	2 0 , 0 0 0 千円

第4節 広域行政及び広域連携の推進

1. 現況と課題

交通や通信体系が発達し、住民の生活圏が拡大しているなか、広域行政の取り組みは、地方分権の推進とともに大きな時代の流れとなってきました。

本町は、人吉球磨地域圏の構成市町村とゴミ・し尿処理、下水道、消防、医療、介護保険等の認定審査、火葬場などについて、一部事務組合若しくは、機関の共同設置を図るなど密接な連携を取り合っています。このような市町村の枠を越えた広域的なネットワーク形成や共同の事業運営など、各市町村の特徴を活かしながら機能分担を図った広域行政の果たす役割がますます重要となっています。

また、平成27年5月に「人吉球磨定住自立圏共生ビジョン」を策定し、「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、人吉市が中心市宣言を行い、中心市と圏域町村が相互に連携と協力を行うことにより、圏域全体の活性化を図ろうと取り組んでいます。

今後においても、様々な分野において効率的で効果的な行政運営や事業推進を図るため、広域行政における推進体制やネットワークを強化する必要があります。

2. 基本計画

近隣市町村との連携を深め、効率的、効果的な広域行政を推進します。

また、住民サービスの更なる向上や財政の効率化を図るため、新たな広域連携を検討します。

3. 施策の体系

- (1) 広域行政の推進
- (2) 近隣市町村等との連携強化
- (3) 公共施設の広域利用

4. 基本計画

(1) 広域行政の推進

- ①人吉球磨広域行政組合と連携した新たな事業等を検討し、実現に努めます。
- ②上球磨消防組合、球磨郡公立多良木病院企業団など共同で設置している機関の効率的な運営を進めます。
- ③人吉球磨定住自立圏共生ビジョンを基に、安心・快適に暮らせる定住自立圏の形成に向けて、中長期的な視点から圏域が目指す将来像を定めるとともに、具体的な取り組みを検討します。

(2) 近隣市町村等との連携強化

人吉球磨のみならず、隣接する宮崎県の自治体とも広域の共通課題の解決に向けた取り組みについて連携を図ります。

(3) 公共施設の広域利用

近隣市町村の幅広い住民交流の場として、文化・スポーツ施設をはじめとする公共施設が効果的に活用できるよう、関係市町村と連携を図ります。